

第24期第18回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和3年11月19日(金曜日) 13:30～14:45

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫
第10番	古川一豊		

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	安藤育雄	第8番	藤田隆
第3番	加藤宏司	第9番	田坂健次
第4番	岩崎紀生	第10番	眞鍋哲哉
第5番	小野義尚	第11番	竹林義孝
第6番	井下八郎	第12番	池田辰夫
第7番	高橋眞次	第13番	高橋秀実

(3) 欠席委員 2人

推進委員 第1番 岡田悦明

推進委員 第14番 神野鉄治

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	主幹	近藤明美
農地係長	松本聡	農政係長	谷口恭子
主任	井上貴清	会計年度任用職員	齊藤麻里

4 傍聴者
なし

5 議事日程
農地利用最適化推進委員の委嘱について
農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地台帳調査について



13時30分開会

藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。
総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。
農業委員19人、推進委員11人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしくお願ひします。

藤田会長

皆さん、こんにちは。非常に過ごしやすい日が続いておりますが、この前のように徐々に冷え込んでいくようになっていくと思います。今月は総会も早いものですから、余計に慌ただしいという感じがございます。これから年末にかけても慌ただしいということが続いてこようかと思いますが、体調管理に気を付けられまして農業委員会活動等々にもお力添えを賜りますようお願いを申し上げておきます。

それでは、ただいまから第18回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案ですが、まず「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題としたします。次に、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第6号まで、農政関係は「農地台帳調査について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において寺尾 俊行 委員と横井

直次 委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。

議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

近藤主幹

議案第1号農地利用最適化推進委員の委嘱について、資料1ページを御覧ください。

令和3年10月5日付けで農地利用最適化推進委員の小泉 禮造 委員が辞任されたことに伴い、新居浜市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則に基づき、10月6日から11月5日までの間、農地利用最適化推進委員の募集について、新居浜市ホームページに掲載し、広く公募を実施いたしました。結果、募集1人に対し、1人の推薦がありました。農業委員会等に関する法律第17条において、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されております。

また、同規則第9条において農業委員会は、推進委員の候補者について、農業委員会の委員の会議における合議によって推進委員を決定し、委嘱すると定められておりますため、候補者について推進委員の決定及び委嘱をお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、事務局からの説明に対し、何か御質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

それでは、委員の皆さんに、お諮りいたします。

池田 辰夫 さんを農地利用最適化推進委員に決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数につき池田 辰夫 さんを農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(池田委員入場)

藤田会長

休憩前に引き続き、農地利用最適化推進委員辞令交付を行います。

(辞令交付)

それでは、就任されました池田 辰夫 委員から一言挨拶をお願いしたいと思います。池田委員お願いします。

池田委員

ひと言御挨拶を申し上げます。今般、小泉さんの後任として推進委員に委嘱されました中萩の池田でございます。期の半ばからではありますけど、残りの任期、職務を通じて自己研鑽を重ねて参りたいと考えております。よろしく願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。池田委員、よろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第5号までは決議事項、第6号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。1ページを御覧ください。

議案第1号「令和3年第3号農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画(案)について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第1号につきましては、令和3年第3号農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画(案)でございます。

内容といたしましては、田3筆、合計面積3,583平方メートルでございます。

2ページ及び3ページを御覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は、1番から3番までで、(1-1)さんでございます。

内訳は、3筆全て期間5年間、利用権の種類が、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、全部効率利用要件及び常時従事要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。御審議よろしくお願いいたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、1番から3番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、小野（春）委員。

小野（春）委員

申請書というのか、書類の表記の内容の方で希望があるのですが、最終的に（1-1）さんが受けたということになっているのですが、この方今回のを受けてトータル耕作面積がいくらになっているのか表記してもらえないのですか。

松本農地係長

参考で載せることは可能でございますので、次回、この農地を含める合計面積を参考で載せたいと思います。

小野（春）委員

次回からこういうのがあれば参考に載せてください。

藤田会長

他に御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「令和3年第3号農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画（案）について」を原案のとおり決定させていただきます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田25筆、畑1筆、合計面積20,395平方メートルでございます。

5ページ及び6ページをお目通しください。

84番の(2-1)さんから92番の(2-8)さんまでの9件でございまして、期間につきましては、3年4か月が7件、2年4か月が2件、利用権の種類は、使用貸借7件、賃貸借が2件で全てが新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、全部効率利用要件及び常時従事要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、84番から92番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。7ページを御覧ください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」と議案第4号「農地の賃貸借権設定について」は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

議案第3号5番、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定及び議案第4号4番、農地の賃借権設定の2件につきまして説明をいたします。

まず、議案第3号5番、使用貸借権設定でございます。

8ページをお開きください。

萩生岸ノ下、田1筆、萩生河ノ北、畑1筆、合計面積1,989平方メートル。

次に、議案第4号4番、賃借権設定でございます。

10ページをお開きください。

4番、萩生岸ノ下、田3筆、面積535平方メートル、全てを合計いたしますと2,524平方メートルでございます。

譲受人は、(3-1)さんです。譲受人は、現在、約5反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を借り受ける目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、農道及び水路が整備された整形な農地及び一部、耕起が必要な農地が含まれておりますが、周辺への影響についてはないものと思われま

す。また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。なお、許可後は季節野菜の栽培を予定しております。御審議よろしくお願

藤田会長

いいたします。ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、竹林 義孝 委員から報告をいただきます。竹林委員お願いします。

竹林委員

説明をさせていただきます。11月9日に現地調査をいたしました。今回は経営規模を拡大のため申請地を取得する目的でございます。岸ノ下番地の申請地なのですが、農道、水路等コンクリートで整備されておりました。現況は全て遊休でしたけれども、耕起すればいつでも作付けできる状況であります。河ノ北番地の申請地につきましては、開墾されており心配しておりましたが、耕作できると、あと残りも引続き整地していくとのこと

藤田会長

です。地域との調和要件も特に問題ないと思われま

すので許可しても問題ないと思

います。また、今後も農地の取得を

藤田会長

考えております。ありがとうございます。

以上、議案第3号5番と議案第4号4番について質疑に入ります。御意見、御質問はござい

ようか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の使用貸借権設定について」と議案第4号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

1 1 ページを御覧ください。

議案第5号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

松本農地係長

「議案第5号」につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、32番及び33番の2件でございます。

1 2 ページをお開きください。

まず、32番、大生院字銀杏之木、田1筆、面積1,053平方メートル、譲受人は(5-1)さんです。

譲受人は、これまで家族が所有する農地について耕作を手伝っており、今回、新規に営農を開始するに当たり、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。

次に、33番、大生院字銀杏之木、田3筆、面積2,520平方メートル、譲受人は(5-2)さんです。

譲受人は、現在、約3反5畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。

申請地は、いずれの案件につきましても農道及び水路が整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われま

す。また、議案書及びお手元に配布いたしております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

なお、許可後はそれぞれ稲作を予定しております。

御審議よろしくお願いたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明に

つきましては、渡邊 勝俊 委員から報告をいただきます。
渡邊委員をお願いします。

渡邊委員

32番ですが、元の所有者（5-3）さんと、（5-1）さんは親戚同士でございまして、元々、第三者が今年まで水田を作付けしておりましたが、この度組織が変わるということで、（5-1）さんは現在（5-2）の農作業部門の責任者でございまして、いろいろ話を聞いた感触では取得後は（5-2）に貸して、（5-1）さんが責任者として耕作するのではないかと、これは私の勝手な解釈ですが、どちらにしても（5-1）さん本人が世話をすることには変わりません。33番につきましては、（5-4）さんの田んぼ3筆ございますが、1筆は既に（5-2）さんが畑、水田として作付けしております。残り2筆は作付けはされておりませんが、5年間に渡り（5-4）さんから私が農地の管理を委託されておまして、草刈、トラクターの耕運をしておまして直ぐにでも耕作できる状態にございます。よって、特に問題ないと思います。

藤田会長

ありがとうございます。以上、32番及び33番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。13ページを御覧ください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第6号は農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は17件です。

14ページをお開きください。

162番、神郷一丁目、田1筆、譲受人は（6-1）さん。

内容は建売住宅2戸104.34平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

163番、庄内町一丁目、畑1筆、譲受人は(6-2)さん。内容は賃貸共同住宅2棟590.76平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は所有権移転です。

164番、上泉町、畑3筆、譲受人は(6-3)さん。内容は賃貸共同住宅2棟273.55平方メートル、一体利用地として、宅地191.90平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

15ページを御覧ください。

165番、東雲町三丁目、田2筆、譲受人は(6-4)さん。内容は露天資材置場・露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

166番、坂井町三丁目、畑2筆、譲受人は(6-5)さん。内容は自己住宅84.46平方メートル、農地区分は申請地から概ね300m以内に新居浜駅が存在するため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

167番、大生院字栗林、畑1筆、譲受人は(6-6)さん。内容は貸し露天資材置場・貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

168番、中村二丁目、畑1筆、譲受人は(6-7)さん。内容は宅地分譲6区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必

要となり、区分は所有権移転です。

169番、北内町一丁目、田1筆、譲受人は(6-8)さん。内容は建売住宅3戸165.60平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

170番、多喜浜三丁目、田2筆、譲受人は(6-9)さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

17ページを御覧ください。

171番、船木字元船木、畑1筆、譲受人は(6-10)さん。内容は宅地拡張、一体利用地として、宅地304.29平方メートルがあり、農地区分は申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

172番、船木字元船木、畑3筆、譲受人は(6-11)さん。内容は自己住宅110.96平方メートル、農地区分は申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

173番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は(6-12)さん。内容は自己住宅103.92平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

18ページをお開きください。

174番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人は(6-13)さん。内容は事務所及び倉庫2棟92平方メートル、一体利用地として、同時申請地の田408平方メートルのうち131.74平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所有権移転です。

175番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人は(6-14)さん。内容は自己住宅96.00平方メートル、一体利用地として、宅地307.84平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は所

有権移転です。

176番、垣生一丁目、田3筆、譲受人は(6-15)さん。内容は宅地分譲6区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は所有権移転です。

19ページを御覧ください。

177番、庄内町一丁目、田1筆、譲受人は(6-16)さん。内容は賃貸共同住宅2棟281.47平方メートル、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は所有権移転です。

178番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は(6-17)さん。内容は自己住宅89.43平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、区分は使用貸借権で期間は永年です。

以上、162番から178番のいずれの事案につきましても、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。以上、162番から178番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、20ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時10分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりました通り、「農地台帳調査について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

近藤主幹

農地台帳調査について説明させていただきます。農地台帳は、農業委員会で整備することが法定化されており、毎年調査を実施しております。役員会でも協議し、本年度も昨年と同じ方法により、農地台帳調査を実施することになりましたので、よろしく願いいたします。

毎年、12月から2月上旬で、委員さんに調査していただき、担当地区内の農家さんの現状、意向を把握することで、農地の利用の最適化の推進をお願いします。

なお、昨年（R2年度）の調査対象は、2,463件、うち郵送が58件でした。大島地区、別子山地区と訪問拒否、部屋番号が不明の方などは郵送対応しております。

では、調査について、昨年と同じですが、簡単に説明させていただきます。

資料の1枚目、資料1「令和3年度新居浜市農業委員会農地台帳調査について 委員用」を御覧ください。

調査要領の1対象者についてですが、（1）新居浜市に住所を有する人、（2）台帳に10アール以上登載のある人、この条件に該当する人となります。令和4年1

月 1 日現在の状況で調査を実施します。

2、登録申請書は、資料 2 が様式、資料 3 が記入例です。昨年度と同じ様式です。令和 3 年 1 2 月 1 日現在の状況を打ち出し、仕分けをして、1 2 月中旬に、事務局から委員さんのご自宅へお届けする予定です。

調査していただく調査区は、資料 4 に「調査区域一覧表」を添付しております。変更がありましたら事務局までお知らせください。

次に、3 提出期限等についても例年のとおり、2 月の総会、令和 4 年 2 月 7 日月曜日とさせていただきます。

調査の方法としては、申請書をお渡しいただき、聞き取りや記入いただいた後回収いただくことです。昨年の調査結果もあらかじめ打ち出されておりますので、変更のある部分を訂正していただくことが調査の基本となります。印鑑についても、当家が確認したしるしとして、サインで問題ありません。申請書の記入例については、調査中に質問等があった場合にお使いいただくもので、配布いただくものではございません。

次に、資料 5 「令和 3 年度農地台帳調査について（お願い）」を御覧ください。これは、郵送の方に同封している書き方の説明です。申請書と合わせて御覧ください。

具体的な項目についてですが、1 の「台帳登載面積」の欄に記載されている面積は、調査票を打ち出した時に農地台帳に記載されている耕作面積です。所有又は耕作している面積です。貸している面積は入っていません。所有については、令和 3 年 1 月 1 日の固定資産税課のデータが基本ですので、今年中の相続などで相違がある場合もあります。変更がある場合には面積の修正をお願いします。また、令和 3 年中に所有権移転や転用等で、面積に増減があったもので、事務局において把握しているものについては、面積は更新しております。

経営意向については該当するものに○を付けていただ

きます。

5年後の状況についてもどれかに○を付けてください。分からないという農家の方は④になると思います。

「人・農地プラン」の実質化のため、アンケート結果を、今後の地域での話し合いの資料とするための項目になります。

なお、この申請書で、項目に当てはまらないことがあれば、申請書の空いたところに書き込んでいただいても問題ありません。事務局の職員が台帳システムを手作業で修正しておりますので、分かるように記載してください。よろしくお願いします。

2 世帯員の構成及び就業状況については、変更があれば訂正してください。続柄は、登録申請書の世帯主からみた続柄です。住民票上の続柄とは異なる場合があります。

世帯員を取り消しする場合は、取り消す人の欄に線を引き、下の余白に取消理由を記入してください。追加者がいる場合は、手書きで世帯員の欄に追加する人の名前、続柄、生年月日、性別、耕作従事日数、従事程度を記入します。追加する場合、お名前生年月日等が間違っていると、本人の特定ができませんので特にご注意ください。また追加者が別の農地台帳に記載されている場合は、同一台帳になりませんのでご了承くださいと思います。

「耕作従事日数」およその日数と農業従事程度を確認し、修正してください。

3 は主な農機具と農用施設の保有状況です。特に農用施設については、広さが判らない場合も多いと思いますので、はっきりとした数値が判らない場合は約何坪等でも結構です。

4 は販売収入についてですので該当のない方は記入無しです。また売上順をお聞きするもので多いものか

ら、1・2・3と順番を記入してください。

5、6は農地の売買・貸し借りの希望調査ですので、希望のない方は意向なしに○を付けていただくようになります。

希望については、具体的な土地がお分かりの場合はその情報をお書きいただき、そうでない方は意向のみでも結構です。

6の貸付け等の希望の土地の所在等の欄は、詳しい地番が分からなくても、何町の農地全部とか、所有している農地のうちのどこと特定できれば、今後の意向「貸したい」、公表の同意「同意する」に○のあるもののみ、新居浜市の農業委員会のホームページで公開しております。最近、農地を借りたいというお問い合わせが増えています。「貸したい」に○があっても「同意する」に○がない農地については、紹介できませんので、公表の同意も併せて確認をお願いします。

なお、昨年の調査で、事務局から郵送で調査を行った方については、本年度も郵送で対応したいと思います。他に郵送にしたほうが良い方などありましたら、御連絡ください。

資料1にお戻りください。

5 調査の注意点ですが、この調査は新居浜市農業委員会の独自のもので、特に個人情報に関するところでございますので、慎重にお取扱いただきますようお願いいたします。この調査を拒否されても農地台帳から抹消されることはありません。

ただし、今後、農地ナビや中間管理機構の関係もありますことから、できれば御協力いただけるようお伝えただけたらと思います。また申請人に記載内容を十分に確認いただいた上で、御提出くださいますようお願い申し上げます。

資料6は、あわせて調査時に使用するための「不在連

絡票」です。申請書と一緒に、白紙を10枚くらいお渡ししていますが、委員さんの名前を入れる等、個別に要望があれば、事務局まで御連絡ください。

また、参考にするために、昨年度の申請書が必要な場合は、事務局に御連絡ください。

委員の皆様には年末年始のお忙しい時期とは思いますが、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で農地台帳調査についての説明を終らせていただきます。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。はい、井下委員。

井下委員

サインでも構わないのですよね。印鑑はいらくないですね。

藤田会長

確認で印鑑でなくてもいいですから。はい、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

サインなのですが、去年もだいぶ迷ったのですが、フルネームで書く人と、姓だけやっと思書ける人と年配ですので、どちらも有効ですね。

藤田会長

確認ができれば、書きやすい方で大丈夫です。はい、加藤委員。

加藤委員

6番の土地の所在等に番地とか面積とかを先に入れておくわけにはいけませんか。

藤田会長

それは、駄目ですね。

加藤委員

行っても、作っている人に会えるかも分からないし、自分のところは山を持っているのか田を持っているのか畑を持っているのか分からない人もいるし、面積も全然把握していないし。

藤田会長

以前からよく言われるのですが、個人の専有物ですから、それを全部列記するという訳にはいきませんので、調査へ行った時に区域内なら土地改良区に行ったら分かると教えてあげるとか、番地とかなかなか覚えていないですけど、こちらが行って調べたりすることはできま

せん。

加藤委員

台帳には載せてもいいのではないのですか。台帳に基づいて調査していますということで。

藤田会長

それは記載できません。はい、片上委員。

片上委員

印鑑がなくてもいいということなのですが、名前は先に打ち込まれているんでしょ。その横に名前を書くのですか。

近藤主幹

はい、見たしるしで。

藤田会長

はい、藤田（隆）委員。

藤田（隆）委員

資料1の4で昨年の調査内容を打出していますと書かれていますよね、調査内容全てですかね。どこまで打出されているのか確認したいのですが。

近藤主幹

全ての打出は難しく、世帯の構成とか、農機具の状況とか、面積とか打出していますが、経営の意向とか5年後の意向に関してと、貸し借りの意向とかについて打出は難しいです。

藤田（隆）委員

申請書の1番で5年後の状況についてというところは去年聞いたところに○が入っているのでしょうか。

近藤主幹

それは、また変わるので経営意向とかは。

藤田（隆）委員

何を言いたかったかという、去年だったら1年しか経ってないじゃないですか、○を入れていただいたら去年と一緒にできるとお聞きできるし、全部に対してまたヒアリングして、どこまでヒアリングして書くものなのか、去年と同じですかと聞いたら簡単じゃないですか。昨年、ヒアリングしたのが大変だったから。

近藤主幹

ここに、去年の実績を印刷するのが難しいので、もし必要でしたら去年の分をお渡ししますので。

藤田（隆）委員

やっぱり、全部書いてくださいということですよ。書いていないところはですよ。それが、大変だったのでお聞きしたんです。

片上委員

昨年調査して、貸したい、売りたいと主張している分は、今回はないのですね。

近藤主幹

その面積、地番については、そこだけは修正できるのでだすようにはしていますが、他の部分については出すのが難しいので。

藤田会長

よく言われるその人、その人のそこに行っても分からないとか、昔のように耕作をしたり、財産管理をきっちりとされているという場合は分かるのですが、この最近では時間もない、関心もないとか、以前は田畑がその家の資産というようなこともあったのですが、評価も下がっていますし、耕作もできない、管理もできないという方が多いのですが、でも、そのお家の方の専有物ですから、我々がいろいろなことを調べたりのお手伝いはできますが、以前からそのお家の保有の面積とか、経営面積とか数字は出ているのですが、その中で、人をお願いして利用権を設定していたらその面積は抜けるのですが、そうではなくて設定しなければ面積は残っているのですが、あと、お家の方が耕作とか管理をちゃんとされていたら分かるのですが、なかなか一つの資産として昔はしっかりと耕作もするし、管理もするのですが、今の人達は忙しいとか、相続ができてないとか、してもあまり覚えていないとか、関心も低いし、分からなければ区域であれば土地改良区に行けば分かるとか、農業委員会に行けば分かりますよとか、その人ができなければ、それだけは聞いてあげるわねとかいうようなことは言えるのですが、いずれにしても、それぞれの方の専有物ですから、管理はちゃんとしてくださいと、それのお手伝いは我々が出来ることは何とかやりますとか、以前から言われているのですが、台帳に全部列記せいというようなこととか、家の方が分からないというのは田んぼなら作るから分かるけど、畑に行ったら分からないとか、昔からの名前が残っていたらここへ数字が出てきますから、それはその時に不明な点があったら調査のお手伝いをして、他は皆様でやってくださいよということ

をお声がけしていただいたらと思います。はい、小野（春）委員。

小野（春）委員

確認事項をお願いしたいのですが、この申請書の中に氏名、その下に電話番号になってますよね。これは、今年も記載しないのですか。何故かという、私だけではないと思うのですが、昼間とか連絡をせずに訪問したら不審者が来たみたいな感じで、仮に家に居ても出てこないケースがあるわけなんです。私も現実にあつたのですが、何回チャイムを押しても出てきてくれないということで、携帯電話を持つといて電話を鳴らしたら受話器に出たんです。それで、ドアのところに出てきてくれて調査が終わったという経緯もあるんですよ。ということで、個人情報等いろいろ問題があるかもしれませんが、ここはスムーズな調査をおこなうためには記載の方をお願いしたいのですが。

藤田会長

今まで分かっている分に関しては記載しておりますが、分かっていないのはこちらも分かりませんので。電話帳の方にも今は記載されてないですし、固定電話はなくて携帯電話だけという方もおいでますし、その時にお聞きして言ってくれたら書いたらいいのですが、なかなか難しい。はい、塩見委員。

塩見委員

去年の調査表を今年は全員に配るのですか、それとも希望者だけですか。全部できますか。

近藤主幹

今、委員さんごとに書類を閉じていますので、もし必要ならばその委員さんの分を抜き出すことはできます。

塩見委員

どうしてかという、自分が担当したのを去年、今年、来年と比べていったら大体の雰囲気分かるじゃないですか。それが、把握できると思うのですが。

近藤主幹

皆さん必要でしたら、皆さんの分を準備するようにしますが。

藤田会長

要点だけをコピーして持っておくということになったら少なくともすみませんが、2冊を持って動かなくてはい

けないからなかなか大変だとは思いますが。全員が書いている訳ではないじゃないですか。

他にございますか。はい、岡田（充）委員。

岡田（充）委員

調査中に移動するのに自転車を利用したり、雨の日は車を利用したり、そういうときの事故が起こった場合はどうしたらよいのでしょうか。

藤田事務局長

活動中の保険あると思いますので、確認いたします。

藤田会長

今、岡田（充）委員からそういった調査中に自転車で行ったり、車で走ったりして事故に合った時の確認を事務局の方でいたしますということです。先程、小野（春）委員も言われてましたけど、誰ぞと言われることがあるやもしれませんので、農業委員の身分証明書を携帯していただく方が何かとよろしいかと思います。

他にございますか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

また間で不明な点がございましたら、事務局の方へお尋ねをしてください。

次に、その他（１）令和４年総会予定について、事務局から説明をお願いします。

谷口農政係長

令和４年総会日程について説明いたします。

令和４年総会日程表（案）を御覧ください。

令和４年１年間の総会の開催日、開催場所の予定でございます。毎月の総会が５日で、５日が休日の場合は、後ろにずれております。また、場所については、市庁舎５階大会議室を予定しておりますが、選挙等の関係で変更になる場合もございます。１２月は転用の許可日の関係で、１２月５日ではなく１１月２２日に開催予定となっております。また、３月は、年度末ということで、５日以外に３月１８日も予定しております。３月１８日と１１月２２日の総会は、例年ですと総会の後、懇親会を開催しておりますが、コロナ禍にありますので、その時の状態により判断したいと思います。

場所の変更等ある場合には、総会の案内文の中でお知らせしますので、よろしくお願いいいたします。以上です。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。どうぞ、藤田（健）委員。

藤田（健）委員

楽しみにしている研修はないのでしょうか。

藤田会長

今のところコロナで、やっと今、全国的に感染者が減少しておると、愛媛県では感染者が今のところ出ていないとかいうようなことで、世の中の状況でそういったことにもついて、4月に従来なら行っておりましたので、もし何かがあれば年明けくらいまでに決めておかなくてはいけないのですが、ちょっと厳しいかなっということと、時期をずらしてでもやりたいと、特に年度末と、年の終わりの会のあとに例年でありますと懇親会も計画をしておりましたが、コロナ禍ということでこういうような状態でございまして、藤田（健）委員が言われたことについても、世の中の状況をみながらいろいろ取り組んでいきたいと思っております。

藤田会長

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ここで、事務局から連絡事項があります。事務局お願ひします。

谷口農政係長

連絡事項を2点お知らせします。総会資料と一緒にジャガイモのそうか病対策の資料を入れていたのですが、先月の総会で、東予地方局の櫛部主任技師さんからお話をさせていただきました。「じゃがいもの産地化実証について」の補足資料になりますので、またお目通しください。あともう一点、農業委員会の委員手帳ですが、購入希望の方はこのあと谷口までお知らせください。よろしくお願ひします。以上です。

藤田会長

ありがとうございました。今日は、農地台帳調査について説明がございまして皆様にはいろいろお手数をおかけするのですが、御協力をよろしくお願ひいたしま

す。以上をもちまして、第18回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

藤田事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員